様式第２号（第４条関係）

大仙市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

□ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

□ 年間を通して休日に活動している部活動種目（軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、バドミントン、卓球、陸上競技、水泳、柔道、剣道、吹奏楽及び合唱とし、男女を問わない。）を対象とすること。

□ 大仙市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。

□ 大仙市以外の生徒が所属する地域クラブについても対象となり得るものとし、生徒数は５名以上、大仙市の生徒の割合は全体の６割以上とすること。

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

□ 大仙市に主たる活動場所があり、代表者が居住していること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送ることができるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、大仙市教委及び関係学校へ提出するとともに、活動場所への掲示又はホームページ等により公表していること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されるよう努めるとともに、団体内で共通理解を図ること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

□ 大仙市が定める研修を受講し、大仙市に登録された指導人材が活動に携わること。

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検、移動時の安全体制の確認等を行い、事故防止を徹底すること。

□ 大仙市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。

□ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

□ 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること。
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
- 会員の入退会、参加費等に関すること。
- 予算・決算の審議・承認に関すること。

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること。

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

□ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。

□ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。

□ 大仙市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

□ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、大仙市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

上記、要件を確認しました。

年　　月　　日

大仙市教育委員会
教育長　　様

団体名
代表者氏名